平成25年度補正

エネルギー使用合理化事業者 支援事業について

公募説明会



目次

- 1. 補助金の交付申請を検討されている皆様へ
- 2. 補助事業の流れ
- 3. 本年度の申請から補助金支払いまでの流れ
- 4. 公募期間
- 5. 本年度事業について
- 6. 補助対象事業
- 7. 補助対象設備
- 8. 補助対象事業者
- 9. 補助対象事業申請単位
- 10. 単独実施例、共同実施例、連携事業例



目次

- 11. 補助金額について
- 12. 省エネルギー効果
- 13. 審查·交付決定
- 14. 補助事業の開始について
- 15. 特命発注の留意点
- 16. 補助事業の完了について
- 17. 実績報告について
- 18. 確定検査について
- 19. 補助金の支払いについて
- 20. 補助金の返還、取消、罰則等について
- 21. 報告•連絡•相談等



1. 補助金の交付申請を 検討される皆様へ(1)

エネルギー使用合理化事業者支援事業の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、当法人としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しています。

従って、次にお話する重要事項を十分ご認識された 上で、補助金の申請をおこなっていただきますようお 願いします。

1. 補助金の交付申請を 検討される皆様へ(2)

- ・ 補助金の申請者が当法人に提出する書類は如何なる理由 があっても、その内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した 疑いがある場合には、必要に応じて現地調査等を実施し 事実関係を把握すると共に、不正が認められる場合は一定 の措置を講じます。
- 補助金に係る不正行為に対しては『補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条』において、刑事罰等を科す旨規定されています。



1. 補助金の交付申請を 検討される皆様へ(3)

 本公募は、平成25年12月5日に政府において 閣議決定された「好循環実現のための経済対策」 に基づき措置された平成25年度補正予算による ものです。

この基本方針においては、消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減を緩和するため、 平成26年度前半に需要が発現する施策に重点化する旨等が取りまとめられており、本公募の実施は、この方針に基づくものです。



2. 補助事業の流れ(1)

I. 申請

審査

Ⅱ. 交付決定•事業開始

──── 必要により中間検査または進捗確認など実施)

Ⅲ. 事業完了(支払い完了)



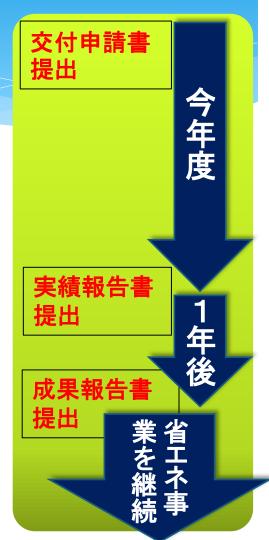
Ⅳ. 実績報告(実績報告書作成)



V.確定検査(確定検査後、補助金支払い)



- 省エネ事業を継続
- 耐用年数期間、取得財産管理を行う
- 検査 等





2. 補助事業の流れ(2)

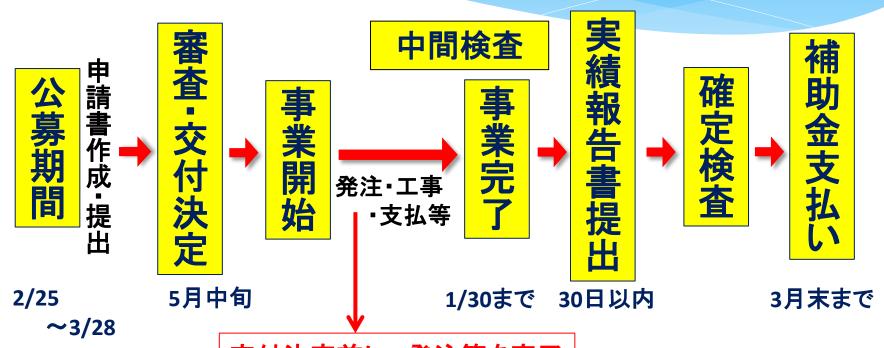
- ・ 実績報告書には1ヶ月程度の省エネ実績データ が必要である。
- ・ 成果報告については、省エネ設備の設置後一年間の省エネ実績を測定し、結果をSIIに提出する。 この省エネ原油換算量klが申請時の省エネル ギー量klを達成することが必須である。



確定検査 (補助金支払い) 設備の耐用期間まで 省エネ事業継続



3. 本年度の申請から 補助金支払いまでの流れ



交付決定前に、発注等を完了 させた設備等については、 補助対象となりません。

4. 公募期間

平成26年2月25日(火)~平成26年3月28日(金)

(17:00必着)

- ・郵送・宅配等配送状況が確認できる手段で送付すること。
- 持ち込みは受け付けません。
- ・郵送(配送)時は、必ず「エネルギー使用合理化事業者 支援事業 交付申請書在中」と記入のこと。

提出先・問合せ先:

T104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ

TEL:03-5565-4463 (平日の10:00~12:00、13:00~17:00)

5. 本年度事業について

5-1 本事業の目的 事業者が計画した省エネルギーへの取組みのうち、 『技術の先端性』 『省エネルギー効果』 『費用対効果』 を踏まえて政策的意義の高いものと認められる 設備導入費について支援することを目的として

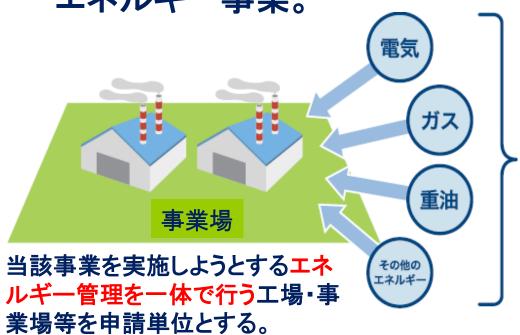
いる。 5-2 公菓予質額

5-2 公募予算額 約135億円



6. 補助対象事業

既設設備・システムを置き換えることにより、事業を実施する工場・事業場等全体で省エネルギー率が1%以上、 又は省エネルギー量が500KI(原油換算)以上となる省 エネルギー事業。



エネルギーの使用量が 工場・事業場等全体の 1%以上 又は 500KI以上 削減されること。



7. 補助対象設備(1)

7-1 既設設備・システムの置き換え等による省エネルギーに寄与する設備であり、これにより、工場・事業場等における省エネルギー率が1%以上、又は省エネルギー量が500KI(原油換算)以上が確保される設備であること。

尚、導入する設備や機器の能力・出力が、置き換える使用中の既設設備や機器の能力・出力を超えてもよい。

7. 補助対象設備(2)

- (1) オプション等で直接省エネに寄与しない機能・設備の 追加や単なる運用等の工夫等による省エネで、設備・ システム自体の高効率化ではない事業は、原則、対 象外。
- (2) 既設設備・システムの置き換え等を行った場合に、その設備のエネルギーの使用量を計測する機器(積算電力量計・流量計等)及びエネルギーマネジメントシステム(EMS)は、補助対象設備に関連する設備とし、補助対象設備とすることが出来る。(対象・対象外設備の計測が混在する設備は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。)

7. 補助対象設備(3)

- 7-2 原則として、導入する設備が兼用設備および将来用 設備、予備設備でないこと。
- 7-3 償却資産登録される設備であること。
- 7-4 安全上の基準等を満たしている設備であること。
- 7-5 エネルギー消費を抑制する機能以外に新たな機能が 発生する設備でないこと。
- 7-6 「廃棄しているエネルギー(蒸気・熱等)」の再利用による省エネルギー事業の場合、現在工場・事業場等で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーの再利用によって省エネルギーを実現する設備であること。

8. 補助対象事業者

事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。

(個人事業主は、青色申告者であり、税務代理権限証書の写しもしくは税理士・会計士等による申告内容が事実と相違無いことの証明(任意様式)を提出のこと。)



9. 補助対象事業申請単位(1)

9-1単独実施

エネルギーを使用して事業を行っているものであって、その 使用量を削減する為の設備を設置・所有しようとする事業者 を申請者とする

9-2共同実施

申請対象の設備等を設置する工場・事業場の所有者と当該設備等の所有者または、エネルギーの使用者が異なる場合等、複数の事業者が共同して実施する事業は、関係事業者全員を申請者とする。



9. 補助対象事業申請単位(2)

9-3連携事業

複数事業者間のエネルギー需給バランスを最適にするために、複数事業者による、複数の既設の工場・事業場等におけるエネルギー等の相互融通による事業であり、関係事業者全員を申請者とする。

9-4複数年事業にあたっての注意点

事業規模が大きく1年での実施が困難な事業については複数年度事業として申請することが出来るが、本公募においては、経済対策としての政策的意義の観点から「単年度で完了する省エネルギー事業」を優先的に採択する。

ビルオーナーは A事業者

C事業者(店子)

B事業者(店子)

(単独申請範囲) (エネルキ゛ー管理単位)

A事業者

个Aビル

A事業者が、Aビルで省エネ設備を 設置する場合。 A事業者の単独申請

設備設 置場所	エネルギー 使用者	設備 所有者	申請者
Aビル	A事業者	A事業者	A事業者
Αビル	B事業者	B事業者	B事業者(Aの設備 設置承諾書)

省エネ設備



ビルオーナーは A事業者

C事業者(店子)

(単独申請範囲) (エネルギー管理単位)

B事業者(店子)

A事業者

B事業者(店子)が、Aビルの賃貸部分に省 エネ設備を設置し省エネ事業を行う場合。 B事業者の単独申請(Aの設備設置承諾書)

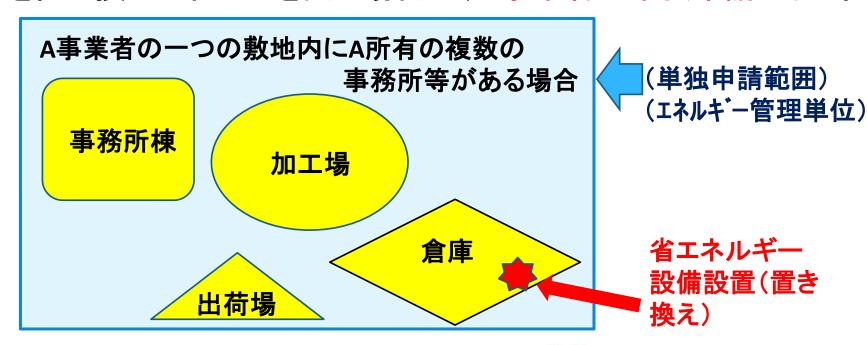
設備設 置場所	エネルギー 使用者	設備 所有者	申請者
Aビル	A事業者	A事業者	A事業者
Aビル	B事業者	B事業者	B事業者(Aの設備 設置承諾書)

个Aビル

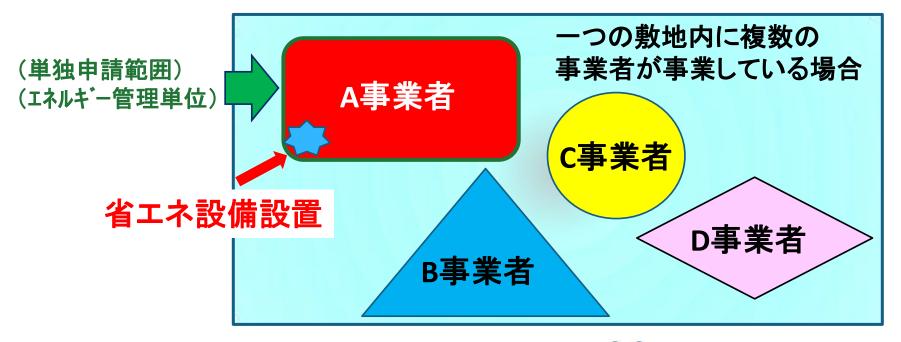
省エネ設備



A事業者の敷地に複数の事務所等があり、A事業者が既存設備を置き換えて省エネを図る場合は、A事業者の単独申請となる。



1つの敷地に複数の事業者がいて、A事業者が既存設備を 置き換えて省エネを図る場合は、A事業者の単独申請となる。



申請対象の設備等を設置する工場・事業場の所有者と当該設備等の所有者またはエネルギー使用者が異なる場合。(B事業者及びC事業者共に省エネが出来ること。)

(A+B+Cの共同申請) (エネルキ・一管理単位はB+C) A社所有の省エネ 設備を設置 B社 (補助事業) C社 エネルギー使用者 エネルギー使 はB社 用者はC社 エネルギー エネルギー供給 供給 例えば、リース・ESCO 等が該当

Confidential

①リースの場合

リース事業者:A (設備所有者)

リース料金から補助金額相当を減額する

リース料金

設備貸与

(エネルギー使用者) (運転管理、保守等)

事業者:B、C

(A+B+Cの共同申請) (エネルキー管理単位はB+C)

SIT Confidential

②ESCOの場合

シェアード・セービング契約

ESCO事業者:A

(設備所有者)

(省エネ保証)

(設計・施工)

(保守等)

サービス料

事業者:B、C

(エネルギー使用者)

(敷地)

(運転)

サービス料から補助金 額相当を減額する (A+B+Cの共同申請) (エネルキ・一管理単位はB+C)



当該設備等の設置により発生する余剰エネルギーを 特定の他事業者へ供給する場合において複数の者 が共同して事業を実施する事業

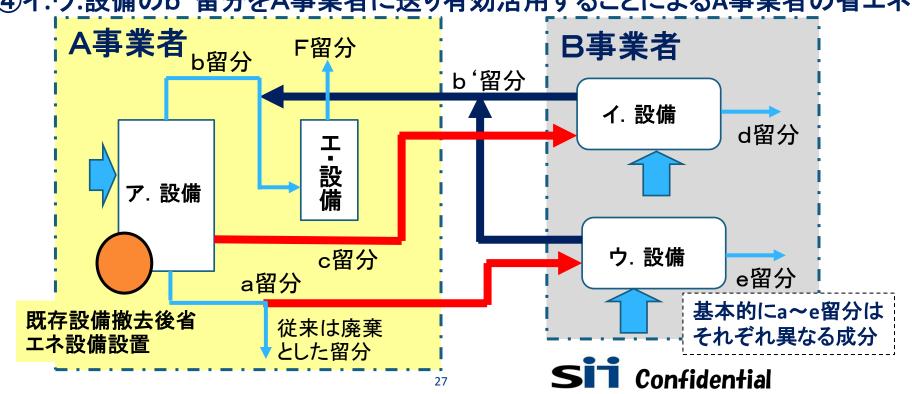
- •A、Bそれぞれで省エネ事業を行う場合 (A+Bの共同申請)
- ・Aから余剰エネルギーを受けるのみで、Bのみが省エネ事業を行う場合 (A+Bの共同申請で、申請単位(エネルギー管理単位)はBのみでよい。)



10. 連携事業 例

A事業者とB事業者の間でエネルギー等の相互 融通があること。

- ①ア.設備を省エネ設備に置き換えすることによるA事業者の省エネ
- ②ア.設備のa留分をB事業者に送り有効活用することによるB事業者の省エネ
- ③ア.設備のc留分をB事業者に送り有効活用することによるB事業者の省エネ
- ④イ.ウ.設備のb '留分をA事業者に送り有効活用することによるA事業者の省エネ



11. 補助金額について(1)

11-1 補助金限度額及び補助率

- 「単独実施」、「共同実施」の場合 1事業当たり補助金上限額50億円/年 補助率:補助対象経費の1/3以内 (補助金100万円未満は対象外)
- 「連携事業」の場合 1事業当たり補助金上限額50億円/年 補助率:補助対象経費の1/2以内 (補助金100万円未満は対象外)



11. 補助金額について(2)

11-2 補助金申請額算定に当たって

- 参考見積りを取って申請金額を算定すること。
- 交付決定前に三者見積りを実施して良いことになっているので、事前に三者見積りを行った場合、その最低価格により申請金額を算定すること。

ただし、発注は交付決定後とする。



12. 省エネルギー効果

- 12-1 平成24年度(エネルギー管理指定工場の場合は平成24年度定期報告書でもよい。)のエネルギー使用量の実績に対して、工場・事業場等全体で1%又は500KL以上の省エネが出来ること。
- 12-2 既設設備と導入設備の使用量を算出・比較し、 省エネ量を算定すること。
- 12-3 省エネルギー量は年間量で示すこと。 (但し、設備の効率化ではない、運用の工夫や事業外で導入した設備の省エネルギー効果を含まないこと)
 - ※ 補足詳細説明資料有り
 - ※ 環境共創イニシアチブのHPに記載しているので参照して下さい。



13. 審查·交付決定(1)

SIIは、申請事業内容等について以下(審査項目・評価項目)の項目に従って審査を行う。

(必要に応じて申請者へのヒアリング実施)。

更にSII内に設置した学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される審査委員会の審査結果を踏まえ採択者を決定する。

13. 審查·交付決定(2)

- ① 審查項目(必須要件)
 - 補助事業の内容が、交付規定及び公募要領の要件 を満たしていること。
 - 補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が適切であり事業の確実性、継続性が十分であると(直近3期の財務状況を勘案)見込まれること。
 - ・ 補助事業に要する経費(設計費、設備費、工事費、諸経費)は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること。

13. 審查·交付決定(3)

② 評価項目

- 1) 政策的意義(下記の重点支援事業に該当するか否かを審査する。)
 - ●平成26年6月末までに発注が行われる事業。
 - ※ 平成26年6月末までに補助対象経費の全てについて発注が行われる 事業として申請した事業
 - ※6月末までに発注が行われなかった場合は、補助金の支払いができない場合がある。
 - ※確定検査時などに証憑類を確認する。
 - ・中小企業の省エネ事業
 - •環境自主行動計画の実効性を高める為の省エネルギー事業
 - ・省エネ法に規定する中長期計画の実効性を高める為の省エネルギー 事業等
 - ・エネルギーコストの割合が10%以上のエネルギー集約型企業
 - ・工場・事業場等の電力使用量を10%以上削減する節電に資する事業

13. 審查·交付決定(4)

- ② 評価項目
- 2) 省エネルギー効果(補助事業による省エネルギー量、省エネルギー率)
- 3) 費用対効果(補助対象経費1億円当たりの耐用年数を考慮した原油削減量)
- 4) 技術の先端性

14. 補助事業の開始について

14-1 事業開始日は、SIIの交付決定日とする。 発注は交付決定後とする。

但し、三者以上の見積依頼・競争入札については、公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。

14-2 競争入札等の留意点

発注内容を明確にした依頼仕様書を作成し、以下の点に留意し、見積書を入手する。

- ① 補助対象と補助対象外が明確に記載されていること。
- ② 見積書には、見積依頼仕様書と同じ、納期、支払い条件、工事名称等が記載されて、見積提出期限が守られていること。



15. 特命発注の留意点

特命発注が必要な場合は以下により合理的な説明を行う。

- ① 特命理由(補助対象設備を取り扱う業者が何故1社 しかいないのか、他の設備では何故対応できない のか等を明記のこと。)
- ② 価格の妥当性(過去の事例や同類設備の価格等より提示すること。)

16. 補助事業の完了について

- 16-1 補助事業に係る全ての支払いが完了した時点を以て、補助事業の完了とすること。
- 16-2 事業完了の期限 原則として平成27年1月30日までとする。

17. 実績報告について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内または、平成27年3月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(原則として1ヶ月程度の省エネルギー実績データを盛り込むこと。)をSIIに提出すること。

18. 確定検査について

実績報告に基づき書類審査を行うと共に必要に応じて現地で検査を実施する。

- ・金額の妥当性
- ・購買等の手続き
- •設備自体
- 設置状況
- *稼働状況
- •省エネルギーの達成見込み

等を確認する。



19. 補助金の支払いについて

- 19-1 補助事業者は、補助金の確定後、精算払 請求書をSIIに提出する。
- 19-2 SIIは、精算払請求書の受領後、補助事業 者に補助金を交付する。 (3月末までに支払いを行う。)

20. 補助金の返還、取消、 罰則等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規定及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられる。

- ・交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付
- •相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。



21. 報告•連絡•相談等

事業者は、申請後申請内容等に係る変更(事業内容、代表者、住所等)が発生する見込みとなった場合や、補助事業の遂行が困難となる見込みとなった場合等、独自に判断せず、速やかにその内容をSIIに必ず相談すること。

補足資料

- 1. 交付申請書作成の手引き
- 2. 交付申請書作成の手引き 別冊(補助事業ポータルについて)
- 3. 交付申請書作成の手引き 別冊(省エネルギー計算について)

平成25年度補正

エネルギー使用合理化事業者 支援事業について

補助事業ポータル説明



1. 補助事業ポータルとは

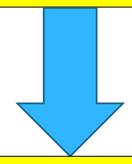
申請者は、申請にあたり補助事業ポータルを使用して以下を行う必要がある。

- ①申請情報の入力
- ②申請書類の一部をポータルから出力 (4種の資料(5枚))



2. 補助事業ポータルを利用するには

I. アカウント登録



- ①SIIホームページから登録者情報を入力
- ②仮登録完了メールにアクセス
- ③ユーザ名・パスワード記載のメールを取得

Ⅱ. ポータルにログイン



上記③の情報より、ポータルにログイン

Ⅲ. 申請書の「新規作成」「検索」等を実行



3. 補助事業ポータルの構成



- ホーム 補正 合理化事業申請書 新規作成 補正 合理化事業申請書検索
- 1 「ホーム」→申請様式のダウンロード 等
- ②「補正 合理化申請書新規作成」→申請書の新規作成
- ③「補正 合理化申請書検索」 →過去に登録した申請事業の呼び出し



4. 補助事業ポータルへの入力

Sii 平成25年度補正 エネルギー使用合理化事業者支援事業 ホーム 補正 合理化事業申請書 新規作成 補正 合理化事業申請書検索 * は入力必須項目です。 * は一時保存時の必須項目です。 補助事業申請書 平成 年 月 日 [今日] ※申請日は公募期間の日付を必ず入力してください **管理情報** ※1つの事業者が2件以上の申請を行う場合、事業者内で識別可能な文書番号を入力してください 文書管理番号 ※10文字以内で入力してください 申請事業区分1** --なし--申請事業区分2* --なし-- 🕡 申請事業区分3* --til-- 🔻 事業年度区分** 複数年度事業(全体2年) 補助事業名** ※96文字以内かつ2行以内で入力してください ※最後は「〜省エネルギー事業」をつけてください 市圣佐報 補助事業概要* ※192文字以内かつ4行以内で入力してください(この文章が採択された場合は事業内容として公 道入技術* --なし--リーフ契約年数 当年度発注区分数* ※発注区分表に記載の発注数を入力してください(4~5区分以下が望ましい) 事業全体発注区分数 平成 年 当年度完了予定年月日* 平成 年 月 平成 年 月 **決算報告書等から転記してくたさい** 堂堂利益 (最新期)* 経常利益 (円) 純資産合計 (円) 営業利益 事業者1 純資產合計 営業利益 経常利益 (円) (2期前)* 純資產合計 確認 一時保存 Sustainable open Innovation Initiative

≪主な入力区分≫

- ◆事業情報
- ◆事業者情報
- ◆担当者情報
- ◆業種及び規模情報
- ◆省エネ効果
- ◆補助金交付申請額
- ◆決算情報

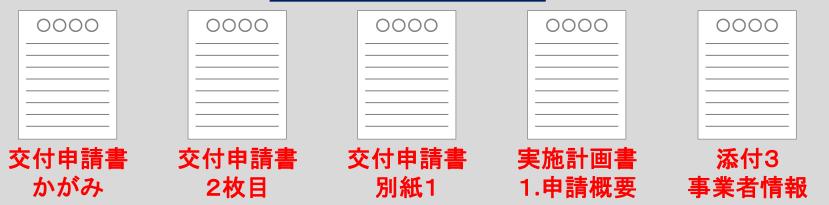
寸



5. 補助事業ポータルから申請書類を作成する

データ入力後、ポータルから以下の書類を出力する。

4種の資料(5枚)



「入力完了」後の書類を申請ファイルに差込むこと。

「交付申請書かがみ」は、ポータル版とワード版どちらかを選択できる。



6. 注意事項

o「公募要領」を十分に参照

してポータルへのデータ入力を行ってください。

o「交付申請書作成の手引き」3種全て

をご覧のうえ、交付申請書を作成ください。

○「入力完了」後の書類をご提出ください。

